

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和2年8月6日(2020.8.6)

【公開番号】特開2019-38671(P2019-38671A)

【公開日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2017-163014(P2017-163014)

【国際特許分類】

B 6 5 H 81/06 (2006.01)

H 01 B 13/10 (2006.01)

H 01 F 41/12 (2006.01)

H 02 K 15/10 (2006.01)

H 02 K 15/095 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 81/06 Z

H 01 B 13/10

H 01 F 41/12 E

H 02 K 15/10

H 02 K 15/095

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

線材の周面に絶縁テープを貼り付けるためのテープング装置であつて、

前記線材の径より大きな開口間隙で一方向に開口した開口部を有しており、周面の一部に前記絶縁テープが被着された状態の前記線材を、前記開口部を介して収容可能な収容凹部と、前記収容凹部内に開口した複数のエアー噴射口とを備えており、

前記複数のエアー噴射口は、前記絶縁テープを、エアー噴射圧で前記線材の周面に押圧して貼り付けするように設けられていることを特徴とするテープング装置。

【請求項2】

前記複数のエアー噴射口が、前記収容凹部の前記開口部とは反対側の奥部において上側に向かって及び/又は下側に向かって開口するように構成されていることを特徴とする請求項1に記載のテープング装置。

【請求項3】

前記複数のエアー噴射口が前記収容凹部の長手方向に沿って配列されており、該複数のエアー噴射口が互いに対向するように2列で配置されていることを特徴とする請求項1に記載のテープング装置。

【請求項4】

前記複数のエアー噴射口が前記収容凹部の長手方向に沿って1列で配列されていることを特徴とする請求項1に記載のテープング装置。

【請求項5】

前記線材又は前記収容凹部を前記線材の周方向に回転させながら、前記絶縁テープを前記線材の周面に貼り付けるように構成されていることを特徴とする請求項4に記載のテー

ピング装置。

【請求項 6】

前記複数のエアー噴射口が、前記収容凹部の長手方向に沿って互いに離隔して配列されていることを特徴とする請求項 1 に記載のテーピング装置。

【請求項 7】

前記収容凹部と前記複数のエアー噴射口とを有するエアー噴射部と、前記エアー噴射部の前記複数のエアー噴射口に連通するエアー溜まりを有するエアー導入部とをさらに備えており、

前記エアー噴射部は前記エアー溜まりと前記複数のエアー噴射口とをそれぞれ連通する複数の流路を有しており、前記エアー導入部は一端がエアー供給源に接続され他端が前記エアー溜まりに連通したエアー導入口を有していることを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載のテーピング装置。

【請求項 8】

前記エアー噴射部と前記エアー導入部とが互いに独立した部材から構成されており、前記エアー噴射部の前記収容凹部は、前記独立した部材を組み合わせて一体化することにより構成されることを特徴とする請求項 7 に記載のテーピング装置。

【請求項 9】

前記収容凹部又は前記線材を移動し、前記線材の前記絶縁テープを貼り付けする部分を前記収容凹部内に収容するように構成された移動手段をさらに備えていることを特徴とする請求項 1 に記載のテーピング装置。

【請求項 10】

線材の周面に絶縁テープを貼り付けるテーピング方法であって、

前記線材の周面の一部に前記絶縁テープを被着しておき、前記線材の径より大きな開口間隙で一方向に開口した開口部を有している収容凹部の前記開口部を介して前記絶縁テープが被着された前記線材を挿入することにより、該線材及び該絶縁テープを前記収容凹部内に収容し、該収容凹部内に開口した複数のエアー噴射口からエアーを噴射することにより、前記絶縁テープをエアー噴射圧で前記線材の周面に押圧して貼り付けることを特徴とするテーピング方法。